

独立系 IR コンサルティング会社として数多くの企業のサポートをしているフィナンテックより、企業において IR 活動を行う皆様や証券業界関係者の皆様に対して、常に最新の情報をご提供してまいります。

## 1. フィナンテックからのお知らせ

(株)フィナンテック・グループの(株)ヒューマン ディベロップメント インスティテュート (HDI) は、外国人の紹介・派遣事業を20年間に渡り行っています。日本語コミュニケーション力の高いネイティブスピーカーが、海外マーケティングや製・商品マニュアルなど専門用語の翻訳業務などで貴社の事業活動をサポートします。 <http://www.hdi.co.jp/>

## 2. コラム「利益剰余金の内訳は・・・」

突然ですが会計用語のおさらいです。

**任意積立金**・・・利益処分項目の一つで法的に強制されない積立金であって、配当平均積立金、設備拡張積立金、別途積立金などがある。税法上の準備金もこれに入る。

**別途積立金**・・・任意積立金のうちで、税法上の準備金を除いて、最も多く積み立てられているのがこれであり、特定の目的なしに積み立てられるものである。

これに**利益準備金**と**繰越利益剰余金**を合わせて、利益剰余金となります。会計の勉強を始めた時以降、売掛金・土地建物など資産や買掛金・借入金など負債勘定は理解しやすかった。しかし資本勘定の中の積立金や準備金とは何なのか、どうもピンと来ない感じがありました。

利益が出て繰越利益剰余金が大きくなると、「将来に備えて内部留保します」ということで、一部を任意積立金に振り替えることは多くの企業が行っています。その多くが目的を定めない別途積立金となっています。この別途積立金を計上する際に、明確にその利用目的や金額基準の方針を定めて公表している例はほとんどありません。しかし、昨年の総会シーズンにおいては、スティール・パートナーズやセーフ・ハーバーマスター・ファンド エルピーなどの外国人投資家が、複数の上場会社（下記参照）に対して、「利用目的のあいまいな別途積立金を取り崩して、配当可能な繰越利益剰余金に振り返るべきだ。さらにそれを原資にもっと配当しろ」という株主提案を出しました。この提案を受けた企業はいずれもこの提案に反対して「事業の安定継続のための内部留保が必要であり、当社の別途積立金の額は適正である」という会社方針を出しました。しかしいずれも具体的な数値目標やその根拠の提示はありませんでした。

株主提案を受けた企業の株主資本（百万円）

・いずれも2007年3月期末

	株主資本	別途積立金	当期純利益	配当金+自社株買い	繰越利益剰余金
ブラザー工業	141,032	80,300	16,389	4,033	19,111
フクダ電子	56,463	37,500	1,090	1,535	3,902
電気興業	32,645	7,071	3,101	2,439	6,417
TTK	13,346	5,832	783	605	862
シンニッタン	21,589	5,179	710	421	1,727

上記の企業の例を見ますと、年間の配当額の1.4~4.7倍を繰越利益剰余金として、残りを別途積立金としています。翌年何か急激な環境変化で利益がゼロになっても同水準の配当はできるし、必要なら相当の自社株買いも可能。これ以上の利益については配当に回さず留保しておこう。具体的な用途は定めず、取り崩しもせず、ずっと将来のために貯金しておこうという感覚かと思います。ただし「内部留保がある、それは用途を定めない積立金である」と言っても、資産サイドに同額の現預金が常に留保されている訳ではなく、既に設備投資で固定資産に替わっているかもしれません。

上記の企業の中でブラザー工業は、定款変更をして取締役会決議で、別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることができるよう

にしています。同社のように会社法の施行を受けて、取締役任期を1年にした上で剰余金の処分（配当、自己株式の取得、損失の処理や任意積立金の積み立て、準備金の処分）を取締役会決議で可能としている会社も、少しずつ増えているようです。このような対応があれば、繰越利益剰余金であるか別途積立金であるかは株主への利益還元を行う場合の実務的にはあまり差異がなくなります。ただ、この定款変更についても、剰余金処分を取締役会で決議する（総会で決議しない）としているか、取締役会で決議することができる（総会でも決議できる）としているかは大きな違いがあります。前者であれば総会では決議できないので株主提案もできません。一方、ブラザー工業は後者であったため、株主提案を受けています。勿論、前者のほうが定款変更の議案を通すハードルは高かったでしょうが、会社法施行初年度の一昨年は、まだ株主の行動が強くなく通しやすかったように思います。この定款であるため、ブラザー工業は今年も株主提案を受けるかもしれません。

ともあれ、いつでも取締役会決議で振り替えできるのに、それでも別途積立金としている意味としては、当面の配当原資以外にこれだけの利益の蓄積があるという点が目に見えやすいという効果でしょうか。また手元の現預金のうち、これだけは利益の蓄積が発生要因なので戦略資金としてM&Aや大型設備投資などに充当します、という説明ができるかもしれません。こうした定款変更をしていない企業は、別途積立金を取り崩して利益還元を用いるには、株主総会での株主の承認が必要ですので、配当/自社株買いの機動性は劣ることになります。取締役が株主の承認を得ずに配当や自社株買いを自由に行える。長期保有の株主であれば、配当は株を保有したままでも公平に受け取れるので問題ないですが、自社株買いについては株を売る気がなければお金が入って来ません。EPSが高まると言ってもタイミング次第で高い自社株になる可能性もあります。また一段の成長のための投資を期待しているなら、短期的な株主の要求に会社が応じて内部留保を取り崩してしまうことには不安を感じるかもしれません。

上記の企業以外を見ても、積立金についての数値基準を公表している企業は見つけられませんでした。ただ株主としても、積立金自体が多い少ないという考え方はあまりなく、将来に向けた成長プランとそのための投資など経営計画、安定的に事業を継続する上で必要な財務バランス、その上での配当/自社株買いなど目先の現金での利益還元の目標が出てきます。これに不満な場合、無駄な積立金がたくさんあるのだからこれを振り替えて還元しろということになります。上記の企業はいずれもスティーラの提案は拒絶しましたが、中期計画を株主にしっかり伝えて支持を得ること、その上での利益還元について改めて考える契機にはなったようで、中期経営計画の公表、その中に利益還元方針の数値目標を織り込んだりしています。ブラザー工業は配当性向（単年度の利益からの還元基準）と株主資本配当率（DOE：蓄積した資本に対する還元の基準）の目標を公表しています。これ以外に、配当性向と自社株買いを加えた総還元性向が指標としては重視されるようになっています。

(株)フィナンテック IRコンサルタント CFA協会認定証券アナリスト 深井浩史)

お問合せ：(株)フィナンテック e-mail [info@finantec-net.com](mailto:info@finantec-net.com) 電話 03-3560-5444 (代表) FAX 03-3560-5445

過去のレビューは、<http://www.irstreet.com/jp/> に掲載しております。